

東京経営大学経営学部教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、東京経営大学学則の規定にもとづき、東京経営大学経営学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について定めるものである。

（教授会の構成）

第2条 教授会は、経営学部 に所属する基幹教員（教授、准教授、講師及び助教）により構成する。

2 学長は必要に応じて、教授会に出席する。

3 経営学部長（以下「学部長」という。）が必要と認めた場合は、他の教職員を出席させ、説明、報告又は意見を求めることができる。

（教授会の招集）

第3条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。

2 学部長に支障あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が、教授会を招集し、その議長となる。

（審議事項）

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、審議し意見を述べるものとする。

（1）教育課程及び授業に関する事項

（2）入学試験に関する事項

（3）学生の入学、復学及び除籍に関する事項

（4）学生の再入学、転入学、編入学及び転学に関する事項

（5）科目等履修生及び研究生に関する事項

（6）学生の試験、進級、卒業及び学位授与に関する事項

（7）学生の指導、厚生指導及び賞罰に関する事項

（8）前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

（教授会の成立要件）

第5条 教授会は、構成員（休職者及び欠勤又は出張が1カ月以上に及ぶ者を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

(教授会の議決要件)

第6条 教授会の議事は、別に定めある場合を除き、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定例及び臨時教授会)

第7条 教授会は、毎月1回開くものとする。

2 学部長が必要と認めた場合は、臨時に教授会を開くことができる。

3 学部長は、構成員(休職者及び欠勤又は出張が1カ月以上に及ぶ者を除く。)の3分の1以上から、付議すべき事項を示して招集の要請があった場合は、速やかに、教授会を開かなければならない。

(教授会の事務)

第8条 教授会に関する事務は、大学事務局がこれを行う。

(議事録の保管)

第9条 教授会の議事録は大学事務局がこれを保管する。

(細則の制定)

第10条 教授会の運営に関し、必要あるときは、別に細則を定めることができる。

(規程の改定)

第11条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。